

立川市地域学習館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める  
規則について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 1 月 23 日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 飯田 芳男

理由

令和 8 年 2 月 16 日に砂川学習館を開館するため、立川市地域学習館条例の一部の改正の施行期日を定めることによる。

## 立川市地域学習館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

立川市地域学習館条例の一部を改正する条例（令和 7 年立川市条例第 50 号）（別表第 1 及び別表第 2 の立川市砂川学習館の項の改正規定に限る。）の施行期日は、令和 8 年 2 月 16 日とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。